

番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）①

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- （2）個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- （3）特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- （4）個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- （5）情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

（都道府県（市町村）の責務）

第3条 都道府県（市町村）は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

（個人番号の利用範囲）

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の上欄に掲げる機関が行う同表の下欄に掲げる事務、別表第2の上欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び知事（市町村長）又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の上欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 知事（市町村長）又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）③

（特定個人情報の提供）

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（規則への委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）④

別表第1（第4条第1項関係）

機関	事務
1 知事（市 町村長）	〇〇費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 教育委員会	▲▲料徴収条例による▲▲料の減免に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条第1項関係）

機関	事務	特定個人情報
1 知事（市 町村長）	〇〇費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	▲▲料徴収条例による▲▲料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの

番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）⑤

別表第3（第5条第1項関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	▲▲料徴収条例による▲▲料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	知事（市町村長）	地方税関係情報であって規則で定めるもの

番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定イメージ①

個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定の概要

番号法の規定

- 番号法第9条においては、個人番号の利用範囲を原則として以下の範囲と規定している。※1
 - ▶ 番号法別表第一に掲げる主体が、同表に掲げる事務において利用する場合（第1項）
 - ▶ 地方公共団体が、条例で定める事務※2において利用する場合（第2項）
 - ▶ 個人番号関係事務実施者が、個人番号関係事務において利用する場合（第3項）
- ※1 このほか、災害時における特例等の例外的な利用が認められている（第4項・第5項）。
- ※2 福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務に限る。
- 番号法第19条においては、同条各号に掲げられた場合を除き特定個人情報の提供を制限しており、同一地方公共団体内の他機関へ特定個人情報を提供する場合は同条第9号に基づく条例を制定する必要がある。

条例の制定の必要性

- このため、以下の①～③の場合には、地方公共団体は番号法に基づく条例を定める必要がある。
 - ① 番号法別表第一に掲げられていない事務において個人番号を利用する場合（独自利用）
 - ② 同一機関内で特定個人情報の授受を行う場合（庁内連携）
 - ③ 同一地方公共団体内の他機関への特定個人情報の提供
- ※ 庁内連携は、必然的に全地方公共団体が行うことが想定されるため、全地方公共団体が条例を定める必要がある。

スケジュール

- 番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例については、実際に独自利用、庁内連携及び同一地方公共団体内の他機関への特定個人情報の提供が行われるまでに整備する必要がある。
- 個人番号の独自利用・庁内連携は番号法の施行に伴い個人番号が利用可能になる平成28年1月から独自利用、庁内連携及び同一地方公共団体内の機関間で特定個人情報の情報連携を行う場合には、既存データベースと個人番号との初期突合等の準備を行うために対象となる事務を明らかにしておく必要があることから、個人番号の付番を行う平成27年10月までに条例を整備しておくことが望ましいと考えられる。

番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定イメージ②

- 番号法の施行により、地方公共団体で個人番号の独自利用事務、特定個人情報の庁内連携及び同一地方公共団体内の他機関への特定個人情報の提供を行う場合に制定する条例のイメージを示したもの。
 - ※ 情報連携を行う具体的な事務などの規定については、各地方公共団体の実態に即して規定することが必要となる。

趣旨・定義に関する規定

趣旨

- 各地方公共団体において定める条例の実態に即して、当該条例の趣旨及び用語の定義を規定する必要がある。
- 特定個人情報の定義については、番号法第2条第8項に規定する定義と異なることのないよう留意が必要である。

イメージ

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定イメージ③

地方公共団体の責務に関する規定

趣旨

- 番号法第5条において、社会保障・税番号制度の導入に当たっての地方公共団体の責務が定められている。
- 地方公共団体において、条例による個人番号の独自利用についても当該規定は当然に適用されるものであるが、条例の制定にあたり広く住民へ各地方公共団体の責務を明示することが望ましい。

(参考)

(地方公共団体の責務)

番号法第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

イメージ

(都道府県(市町村)の責務)

第3条 都道府県(市町村)は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

個人番号の利用範囲に関する規定①

趣旨

- 番号法第9条第2項に基づく規定(個人番号の独自利用の規定)として、次の規定を定める。
 - ① 個人番号の独自利用を行う事務の規定(条例イメージの第4条第1項)
 - ② 個人番号の独自利用を行う事務の処理のための庁内連携(条例イメージの第4条第2項)
 - ③ 番号法に定められた個人番号利用事務の処理のための庁内連携を行う旨の規定(条例イメージの第4条第3項)
- この場合、個人番号の独自利用を行う事務及び個人番号の独自利用を行う事務の処理のための庁内連携を行う事務については、別表に記載することが想定される。
- 社会保障・税番号制度は、国民の利便性向上のために各種行政手続における添付書類の削減を行っており、番号法第22条第2項では情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供があった際には、他の法令により書類の提出を義務付けている場合でも、当該義務を解除している。地方公共団体における特定個人情報の庁内連携においても同様であり、他の条例により書類の提出を義務付けている場合でも、庁内連携により特定個人情報の利用ができるときには、当該義務を解除することが適当である。

番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定イメージ④

個人番号の利用範囲に関する規定②

イメージ

(個人番号の利用範囲)

- 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の上欄に掲げる機関が行う同表の下欄に掲げる事務、別表第2の上欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び知事（市町村長）又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。
- 2 別表第2の上欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 知事（市町村長）又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1（第4条第1項関係）

機関	事務
1 知事(市町村長)	〇〇費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 教育委員会	▲▲料徴収条例による▲▲料の減免に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条第1項関係）

機関	事務	特定個人情報
1 知事(市町村長)	〇〇費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	▲▲料徴収条例による▲▲料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの

番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定イメージ⑤

特定個人情報の提供

趣旨

- 同一地方公共団体内の他機関へ特定個人情報を提供する場合には、番号法第19条第9号に基づく条例の規定を設ける必要がある。
- この場合、同一地方公共団体内の他機関へ特定個人情報を提供する事務等について、別表に記載することが想定される。
- なお、各地方公共団体において、機関間の特定個人情報の授受を行わない場合は、この規定は必須ではなく、具体的な事務フローなどを確認した上で、規定の必要の有無を判断する必要がある。
- 社会保障・税番号制度は、国民の利便性向上のために各種行政手続における添付書類の削減を行っており、番号法第22条第2項では情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供があった際には、他の法令により書類の提出を義務付けている場合でも、当該義務を解除している。番号法第19条第9号に基づく条例により特定個人情報の提供を受ける場合においても同様であり、他の条例により書類の提出を義務付けている場合でも、特定個人情報の提供を受けるときには、当該義務を解除することが適当である。

イメージ

(特定個人情報の提供)

- 第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。
- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第3 (第5条第1項関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	▲▲料徴収条例による▲▲料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	知事(市町村長)	地方税関係情報であって規則で定めるもの

番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定イメージ⑥

規則への委任

趣旨

- 条例を定めるに当たって、別表の具体的な内容など個別具体の事務に関して必要な事項は規則で定めることも考えられるため、規則への委任についての規定を置くことが考えられる（条例にすべて記載する場合には、規則への委任の規定は不要となる）。

イメージ

（規則への委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

施行期日（附則）

趣旨

- 個人番号の利用が開始される日は、番号法附則第1条第4号に基づく政令によって定まり（平成28年1月を予定）、それ以前には個人番号を利用することができない。そのため、条例の施行期日について、個人番号の利用が開始される日と同時に施行されるよう規定する必要がある。

イメージ

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。